

## 第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、当市に係わる次の事故災害についての基本的な応急対策を定める。

### 航空災害対策・道路災害対策・危険物等災害対策 大規模な火事災害対策・林野火災対策

多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携して実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

また、高速自動車国道における事故対策については、この計画によるほか別に定める「高速自動車国道事故等対策要綱（資料編8）」に基づき実施するものとし、林野火災対策については、第5章第8節「林野火災予消防計画」によるほか、この計画の定めるところによる。

#### 1 情報通信

事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、第4章「災害情報通信計画」によるほか、次のとおりとする。

##### (1) 情報通信連絡系統

それぞれの事故災害の情報通信連絡系統は、（別表編18）のとおりとする。

##### (2) 事故発生通報及び事故等の対策通報

高速自動車国道における事故等の発生通報及び対策通報系統は、（別表編19）のとおりとする。

##### (3) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等にそれぞれの事故災害について情報を必要としている者に対して行う災害広報は、第6章第3節「災害広報計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

### (1) 実施責任者

市長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

### (2) 実施事項

#### ア 被災者の家族への広報

関係機関と連携を図り、正確に、きめ細かく、適切な情報提供を行うため、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報収集に努めるものとする。

##### (ア) 各事故災害の状況

##### (イ) 家族等の安否確認

##### (ウ) 医療機関等の情報

##### (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

##### (オ) その他必要な事項

#### イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施するものとする。

##### (ア) 各事故災害の状況

##### (イ) 被災者の安否情報

##### (ウ) 医療機関等の情報

##### (エ) 関係機関の災害応急対策等に関する情報

##### (オ) 避難の必要性等地域に与える影響

##### (カ) その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 災害対策組織

市長は、事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、市長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施するもの

とする。

### (3) 事故等現地本部の設置

高速自動車国道の事故災害において、管轄消防機関、高速道路交通警察隊及び東日本高速道路㈱北海道支社道路管制センターの3機関協議のうえ設置するものであり、事故等の規模に応じて必要な関係機関の参入を要請することができる。

## 4 捜索活動

航空機の捜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関と相互に密接に協議のうえ行うものとする。

## 5 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握するとともに、関係機関と連携して危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講ずるものとする。

## 6 救助救出活動

事故災害時における救助救出活動については、第6章第4節「避難救出計画」及び第5章第7節「消防計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 7 医療救護活動

事故災害時における医療救護活動については、第6章第8節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 8 消防活動

事故災害時における消防活動については、第5章第7節「消防計画」の定めるところにより、速やかに災害による火災の発生状況を把握し、消防活動を迅速に実施するものであるが、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

## 9 避難措置

人命の安全を確保するため、第6章第4節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

## 10 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬等については、第6章第12節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

## 11 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第18節「災害警備計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

## **12 防疫及び廃棄物等の処理**

事故災害時における防疫及び廃棄物等の処理については、第6章第9節「防疫計画」及び第6章第10節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより、関係機関と密接な連携を図り実施するものとする。

## **13 自衛隊派遣要請**

事故災害時における自衛隊派遣要請については、第6章第19節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施するものとする。

## **14 広域応援**

- (1) 事故災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、別に定める「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道や他の市町村に応援を要請するものとする。
- (2) 事故災害の規模により、市消防単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第6節「消防計画」に定める「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう求めるものとする。

- (3) 他の市町村等及び他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入体制を確立しておくものとする。